

第2. 租税法の基本原則

1 租税法律主義（憲84）

(1) 意義

法律の根拠に基づかずに国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則

→租税法律主義の機能として、法的安定性及び予測可能性が確保される

(2) 内容

ア 課税要件法定主義

課税要件のすべてと租税の賦課・徴収の手続は法律によって規定されなければならないとの原則

＊課税要件：それを充足することにより納税義務が成立するための要件

イ 課税要件明確主義

法律又はその委任の下で政令・省令において課税要件及び租税の賦課徴収の手続に関する定めをなす場合には、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないという原則

∴行政庁に白紙委任をするのと同様になることの防止

ウ 合法性の原則（最判平22.7.6【百選5】）

課税要件を充足する限り、租税行政庁には租税の減免の自由や租税を徴収しない自由はなく、法律の定めに従って算定される税額を徴収しなければならないという原則

∴課税庁による恣意を抑制し、税負担の公平を確保する必要性

エ 手続保障原則

租税の賦課徴収は適正な手続で行われなければならない、それに対する争訟も公正な手続で解決されなければならないとの原則（青色申告に対する更正処分理由附記（所税155Ⅱ）等がその例）

2 租税公平主義

- 税負担は、国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法
律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則。憲法 14 条 1
項の定める平等原則の、租税分野における表れとされる
 - 同主義で議論される公平とは、大きく分けて、形式的公平（形式的に同じ状況にあ
る者は同じ扱いを受けるべき）と実質的公平（異なる状況にある者にはその状況に
応じた扱いを受けるべき）の2つの視点がある
- 租税公平主義に関する議論のうち、特に形式的公平の視点については、憲法 14 条を
根拠として、立法や法の執行の場面に対する制約となることが多い
 - 例えば立法においては、不合理な差別を内容とする立法は、平等原則に違反し、無
効とされる
 - 執行の場面においても、例えば、換価の猶予等の納税者の利益になるような権限
を、ある者には行使しつつ別の者には行使することを拒むことは、平等原則に違反
することになる

3 自主財政主義

(1) 意義

地方公共団体は、憲法上の自治権の一環として課税権を持ち、それによって自主的にその財源を調達することができるという原則

(2) 内容

- ・地方自治の本旨に基づいた自主的な統治のためには独自に財源を調達する機能が不可欠であるため、憲法によって同原則に基づく課税権が地方団体に与えられている、と解せられている
- ・地方税法は、地方団体による自主的な法定外税の新設を許容（地税4・5・734）
＊法定外税の新設・変更は、総務大臣の同意を要する（同259・669）が、不同意事由は限定列举（同261・671）
- ・憲法94条は、地方公共団体の条例制定権を「法律の範囲内」で認めているため、法定外税を定めた条例が地方税法等と矛盾抵触しないかが問題となる（最判平25.3.21【百選7】）

→条例が法律と矛盾抵触するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみではなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって判断（徳島市公安条例事件判決の一般的な枠組みを参照）